

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

業者名	住所	備考
株式会社 愛郷園	笠間市南吉原339番地1	

### 2. 指名停止措置期間

令和8年4月30日 ~ 令和8年5月29日 (1箇月)

### 3. 指名停止措置の適用範囲

笠間市が発注する建設工事等

### 4. 事実概要

(株)愛郷園は、市が発注した支障木伐採業務委託において、交通誘導員の安全対策措置が不適切であったことにより、一般車両の後部座席に伐採木がぶつかり、車両が全損した。

### 5. 指名停止の理由

「笠間市建設工事請負業者指名停止等規程」別表第1 第5号カに該当するため。

#### <笠間市建設工事請負業者指名停止等規程 別表第1>

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 5 市工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆を死亡させ、若しくは負傷させ、又は損害を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上6箇月以内
ア 公衆に複数の死亡者を生じさせたとき	4箇月以上6箇月以内
イ 公衆に死亡者を生じさせたとき	3箇月
ウ 公衆に複数の負傷者を生じさせたとき、又は重傷者を生じさせたとき	2箇月以上3箇月以内
エ 公衆に負傷者(軽傷)を生じさせたとき	1箇月
オ 重大な損害を与えたとき	2箇月以上3箇月以内
<b>カ 損害を与えたとき</b>	<b>1箇月以上2箇月以内</b>

#### 問い合わせ先

笠間市総務部財政課契約検査室

笠間市中央三丁目2番1号

電話 0296-77-1101(内線219・220)